

介護センター パートナー 重要事項説明書

1 居宅介護支援事業所の概要

①所在地とサービス提供地域

事業所名	介護センター パートナー
所在地	山梨県笛吹市石和町唐柏538-2
介護保険指定番号	1971800527
サービスを提供する 通常の実施地域	笛吹市、山梨市、甲州市、甲府市

②職員体制

管理者	1名（兼任）	（常勤）	事業所の統括・管理
介護支援専門員	介護支援専門員 1名以上	（常勤・非常勤）	居宅介護支援
事務職員	1名（兼任）	（常勤）	事業所の事務一般

③営業時間

月～金	8：30～17：30
土・日	休業日
その他	12／31～1／1

2 サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問し、心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下指定居宅サービスという）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【居宅サービス計画作成の流れ】

- (1)事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

(2)居宅サービス計画の作成にあたって利用者の主体的な参加が重要であり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。又、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき別紙にて説明を行います。

(3)介護支援専門員は、利用者及び家族のおかれている状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(4)介護支援専門員は前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についても利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画の作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思をふまえて要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等については、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な伝達を行います。
- ・障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保健サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障がい福祉制度の相談支援員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者は特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ・入院の際は利用者あるいはご家族から担当介護支援専門員を病院に伝えていただき、医療との連携を図ります。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合、事業者と利用者の合意に基づき居宅サービス計画の変更を行います。

④他機関との各種会議等

- (1)利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- (2)利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

⑤介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行います。

3 利用者負担金

①利用料

要介護 1, 2	要介護 3, 4, 5
10,860円	14,110円

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、利用者様の自己負担はありません。

この他、利用者様の状況や状態により、初回加算や入院時情報連携加算、退院退所加算等が加算されます。

いずれの加算も介護保険制度から全額給付されるため、利用者様の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、当法人が法定代理受領できない場合には、一旦1ヶ月につき上記の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を利用者様の居住する市町村の窓口へ提出すると、払い戻しを受ける事ができます。

4 サービス内容に関する苦情

① 当社お客様苦情・相談窓口

担当 内木 えり 電話 055-261-8107

- ② 相談及び苦情に円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
- ・苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。
 - ・特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行います。
 - ・相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
 - ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。

③ その他

当社以外にお住まいの市町村の担当課、国民健康保険団体連合会に、苦情を申し出ることができます。

市町村

担当

電話

国民健康保険団体連合会 山梨県甲府市蓬沢 1－1 5－3 5
電話 0 5 5－2 3 3－9 2 0 1

5 秘密の保持について

- ① 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所及び介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業所は、介護支援専門員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

6 個人情報の取り扱いについて

① 使用する目的及び範囲

- ・事業所内部の管理運営業務において必要な場合。
- ・サービス提供の為実施されるサービス担当者会議及び他の居宅サービス事業者や市町村、介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。
- ・医療との連携が必要な場合。

② 期間

- ・契約日より契約解除後、法令に定めるところによる書類保存期間

③ 利用する際の留意点

- ・提供にあたっては関係者以外に漏れることのない様に細心の注意をはらいます。
- ・個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容を記録します。

7 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとします）をおおむね6月に1回以上開催します。

その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

10 身体拘束の適正化の推進

- ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.1 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は下記の者です。サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

介護支援専門員 氏名 _____

連絡先 055-261-8107

1 3 介護センター パートナーの概要

名称・法人種別	株式会社 N A I K I
代表者	取締役 内木 由尚
所在地	山梨県笛吹市石和町市部829-4
電話番号	0 5 5 - 2 6 1 - 8 1 0 7
主な事業所	・介護センター パートナー *居宅介護支援 *介護予防訪問介護 *訪問介護 ・デイサービスセンター のぞみ *地域密着型通所介護 *地域密着型介護予防通所介護

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して
契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業所 所在地 山梨県笛吹市石和町唐柏538-2

名称 介護センター パートナー

説明者 氏名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面により、上記事業所から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける、
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	34%
通所介護	27%
地域密着型通所介護	36%
福祉用具貸与	63%

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、
同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護

株式会社 NAIKI	74.32%	介護センターパートナー
医療法人 貴和	8.10%	ヘルパーステーション洗心
合同法人 オリオン	8.10%	ヘルパーステーション オリオン
株式会社 やさしい手甲府	8.10%	やさしい手 笛吹事業所

通所介護

社会福祉法人 寿の家	28.33%	寿の家デイサービスセンター
株式会社キクコア	16.66%	デイサービスセンター八代南
特定非営利活動法人地域福祉サポート絆	11.66%	絆通所介護事業所

地域密着型通所介護

株式会社 NAIKI	52.50%	デイサービスセンターのぞみ
株式会社ケアファイブ	27.50%	かがやき石和
有限会社 北嶋	7.50%	デイサービスセンターきたじま苑
株式会社 和八	7.50%	デイサービスセンターまごの家

福祉用具貸与

株式会社 アークメディカル	28.26%	アーク福祉用具貸与事業所
株式会社ダスキン	23.18%	ダスキンヘルスレント 笛吹ステーション
株式会社 フロンティア	10.86%	株式会社フロンティア山梨営業所

③判定期間 令和 6 年度 ☐ 前期（3 月 1 日から 8 月末日） ☒ 後期（9 月 1 日から 2 月末日）

令和 年 月 日

私は本書面により、事業所から居宅介護支援の提供に際して、
上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利用者】

氏 名

【署名代行者】

氏 名
